

京都市告示第494号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第4条第2項の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成29年 1月 6日

京都市長 門川 大作

供用しない施設

大ホール、中ホール、小ホール、会議室1・2、中庭その他構内地

供用しない日

平成29年 1月 9日（月）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）